

ダウンロード

○北海道立総合博物館管理規則（平成26年10月14日規則第72号）

北海道立総合博物館管理規則

平成26年10月14日
規則第72号

改正 平成28年3月31日規則第40号 令和3年3月31日規則第34号

北海道立総合博物館管理規則をここに公布する。

北海道立総合博物館管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立総合博物館条例（平成26年北海道条例第91号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、北海道立総合博物館（以下「総合博物館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（入館の制限）

第2条 条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

（入館者の遵守事項等）

第3条 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 建物、附属設備又は条例第4条第1項の表に規定する本館資料（以下「本館資料」という。）、同表に規定する交流館資料（以下「交流館資料」という。）若しくは条例第12条第1項に規定する展示建造物等（以下「展示建造物等」という。）を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- （2） 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- （3） 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより総合博物館の管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、総合博物館の利用を制限し、又は退館させることができる。

（利用料金の額の承認）

第4条 指定管理者は、条例第11条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔令和3年規則34号〕

（利用料金の還付の基準）

第5条 条例第11条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- （1） 条例第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）の責めに帰することのできない事由によって利用が不可能になったと指定管理者が認めるとき。
- （2） 利用の開始日の前15日までに利用を中止する旨の申出があつて、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めるとき。
- （3） 条例第10条第2項の規定により利用の承認を取り消したとき。
- （4） その他知事が特別の理由があると認めるとき。

（利用料金の減免の基準）

第6条 条例第11条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 次に掲げる者については、利用料金（条例別表第2の1の事項及び4の事項に係るものに限る。）を免除することができることとする。
 - ア 小学校若しくは義務教育学校の前期課程の児童又は中学校、義務教育学校の後期課程若しく

は中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員

イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するこどもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者

ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者（10人以上で利用する場合に限る。）

エ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

カ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

ク 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

コ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

サ 65歳以上の者

シ その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずると認める者

(2) 次のいずれかに該当する場合は、特別展示室の利用料金を免除することができることとする。

ア 総合博物館と共同して開催する北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しのために利用するとき。

イ その他知事が必要と認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

一部改正〔平成28年規則40号〕

(施設設備等の変更の禁止)

第7条 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、本館の特別展示室及びその附属設備又は同項に規定する開拓の村建物等（以下「施設設備等」という。）の利用又は使用に際し、施設設備等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務等)

第8条 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、施設設備等の利用又は使用を終了したときは、施設設備等を原状に回復しなければならない。条例第10条（条例第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定により利用若しくは使用の承認を取り消され、又は利用若しくは使用を制限され、若しくは停止されたときも、同様とする。

2 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を当該利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者から徴収するものとする。

(特別観覧の承認)

第9条 条例第13条第1項に規定する特別観覧（以下「特別観覧」という。）の承認を受けようとする者は、別記第2号様式の特別観覧承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

3 知事は、特別観覧を承認したときは、別記第3号様式の特別観覧承認書を交付するものとする。

一部改正〔令和3年規則34号〕

(特別観覧等の時間)

第10条 特別観覧及び特別利用（条例第13条第2項に規定する特別利用をいう。以下同じ。）を行うことができる時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、特別観覧の時間を変更すること

ができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、特別利用の時間を変更することができる。

(模写品等の刊行等の承認)

第11条 条例第15条の承認を受けようとする者は、別記第4号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
- 3 知事は、条例第15条の承認をしたときは、別記第5号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。

一部改正〔令和3年規則34号〕

(本館資料の貸出しの承認)

第12条 条例第16条第1項の承認を受けようとする者は、別記第6号様式の資料貸出承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
- 3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請者が次のいずれかに該当する場合に限り、承認することができる。
 - (1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館並びに同法第29条の規定による指定を受けた博物館に相当する施設の長
 - (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館の長
 - (3) 国立の図書館及び図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館の長
 - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の長
 - (5) その他知事が適当と認める者

- 4 知事は、条例第16条第1項の承認をしたときは、別記第7号様式の資料貸出承認書を交付するものとする。

一部改正〔令和3年規則34号〕

(本館資料等の貸出期間)

第13条 本館資料及び交流館資料の貸出しをすることができる期間(以下「貸出期間」という。)は、60日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、本館資料の貸出期間を延長することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、交流館資料の貸出期間を延長することができる。
- 4 知事は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、本館資料の返還を求めることができる。
- 5 指定管理者は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、交流館資料の返還を求めることができる。

(本館資料等の滅失等の届出等)

第14条 本館資料の貸出しを受けた者は、当該本館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 交流館資料の貸出しを受けた者は、当該交流館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(利用に供しない本館資料)

第15条 知事は、個人若しくは法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)の秘密保持のため又は公益上の理由により、一定の期間利用に供することが不適当な情報(以下「個人の秘密等の情報」という。)が記録されている本館資料及び寄贈又は寄託に係る本館資料

であって一定の期間利用に供しない旨の条件が付されているもの（以下「条件付き寄贈資料」という。）については、特別観覧その他の利用（以下「特別観覧等」という。）に供しないものとする。

- 2 知事は、本館資料又は条件付き寄贈資料に個人の秘密等の情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、当該個人の秘密等の情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、特別観覧等の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人の秘密等の情報が記録されている部分を除いて、当該本館資料及び条件付き寄贈資料を特別観覧等に供することができる。この場合において、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。
- 3 知事は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人又は法人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、個人の秘密等の情報が記録されている本館資料又は条件付き寄贈資料を特別観覧等に供することができる。この場合において、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。

（本館資料の利用の制限）

第16条 知事は、本館資料の保存上支障が生ずると認められるときは、その利用を制限することができる。

（知事による管理）

第17条 条例第18条第1項の規定により知事が総合博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、第3条第1項中「指定管理者」とあるのは「職員」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第5条中「同条第1項」とあるのは「条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第11条第1項」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1号及び第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条各号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条ただし書、第8条第2項、第10条第3項、第13条第3項及び第5項並びに第14条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - （1） 北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則（平成6年北海道規則第66号）
 - （2） 北海道立開拓記念館管理規則（昭和46年北海道規則第27号）（経過措置）
- 3 この規則の施行前に前項（第1号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則（附則第5項において「旧施行規則」という。）第10条、第11条又は第12条ただし書の規定により北海道立アイヌ民族文化研究センターの所長（附則第5項において「所長」という。）がした承認又は許可は、条例の相当規定に基づき知事がした承認とみなす。
- 4 この規則の施行前に附則第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の北海道立開拓記念館管理規則（以下「旧管理規則」という。）第6条ただし書の規定により指定管理者がした承認は、第7条ただし書の規定により指定管理者がした承認とみなす。
- 5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行の日前に旧施行規則又は旧管理規則の規定により所長又は知事若しくは指定管理者に対してなされた承認又は許可の申請で、この規則の施行の際承認又は許可をするか否かの決定がなされていないものは、同日以後においては、この規則の相当規定に基づき知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請とみなす。

附 則（平成28年3月31日規則第40号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されてい

る用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第1号様式

(第4条関係)

一部改正〔令和3年規則34号〕

別記第2号様式

(第9条関係)

一部改正〔令和3年規則34号〕

別記第3号様式

(第9条関係)

一部改正〔令和3年規則34号〕

別記第4号様式

(第11条関係)

一部改正〔令和3年規則34号〕

別記第5号様式

(第11条関係)

一部改正〔令和3年規則34号〕

別記第6号様式

(第12条関係)

一部改正〔令和3年規則34号〕

別記第7号様式

(第12条関係)

一部改正〔令和3年規則34号〕